

一般社団法人日本酸化ストレス学会 選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この選挙規程は、一般社団法人日本酸化ストレス学会（以下「当法人」という。）の代議員、役員、理事長および副理事長の選出について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員および役員の選出のため、選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会の長ならびに委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2 選挙管理委員会の任期は、委嘱時から選挙結果を報告する代議員総会の終結時までとする。

第2章 代議員の選出

(定数)

第3条 代議員の定数は全会員（賛助会員除く）の25%以内とする

(選挙権)

第4条 代議員選挙の選挙人及び被選挙人は、当法人の正会員であって会費を完納している者とする。

2 有権者の名簿は、投票3カ月前に公示される。公示後1カ月以内は選挙管理委員会への異議の申し立てを認める。

3 条件を満たす正会員は代議員選挙に立候補することができる。

(候補者名簿の作成、公告)

第5条 選挙管理委員会は、選挙実施年の8月末までに代議員の候補者を公募し、応募した条件を満たす正会員の全員を記載した候補者名簿を作成し理事会の確認を経て、その年の9月末日までに選挙権を有する会員に公告する。

(立候補)

第6条 代議員は、立候補制とする。

2 立候補するには、次に掲げる条件を満たしていることとする。

代議員は、選挙実施年度の年度末時点において70歳未満であり、次の資格の(1)から(4)を具える者でなければならない。

(1) 当法人（従来の任意団体「日本酸化ストレス学会」も含む）に在籍し、会費を完納しているもの。

(2) 酸化ストレスに関する研究歴5年以上のもの。

(3) 関連領域において、発表論文が、学会誌「Journal of Clinical Biochemistry and Nutrition (JCBN)」最低1編を含む、5編以上有するもの（共著者も可）。

(4) 日本酸化ストレス学会年次学術集会ならびにSFRR 関連国際学会における発表が3回以上のもの。但し、特別講演においては1回以上。シンポジウム/ワークショップにおいては2回以上とする（共同演者も可）。

- 3 代議員に立候補するには、正会員2名の連名による推薦書および履歴書（主要業績目録含む）を選挙公示に定める期限までに提出するものとする。
- 4 現代議員が立候補(再任)するには、次に掲げる条件を満たしていることとし、立候補(再任)希望を、選挙が行われる年の8月末日までに事務局に提出する。
 - (1) 理事会で定めた日までに会費を完納していること
 - (2) 選挙実施年度の年度末時点において70歳未満のもの。

(投票の方法)

- 第7条 有権者は選挙管理委員会から送付された投票用紙に、被選挙権者5名以内を記入し、これを投票締切日までに到着するよう、選挙管理委員会宛に郵送する（当日消印有効）ものとする。
- 2 投票は無記名投票にて行う。
 - 3 投票期間は、投票用紙発送から約1ヶ月とする。
 - 4 立候補者数が定数に満たない場合は、投票を行わない

(投票の無効)

- 第8条 次の各号の投票は、これを無効とする。
- 2 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
 - 3 被選挙権者でない者の氏名を記載したもの。
 - 4 所定の人数以上に投票したもの。
 - 5 投票期限までに選挙管理委員会に到着しなかったもの。

(当選の決定)

- 第9条 定数を上回る立候補者がある場合には選挙を行う。
- 2 得票数の最も多かった者から、順次、定数までの候補者を当選者とする。
 - 3 得票数が同数の時は、選挙管理委員会が行う抽選によって決定する。抽選の方法は選挙管理委員会の判断に委ねる。

(開票結果の通知等)

- 第10条 選挙管理委員会は、速やかに候補者に当選の結果を通知する。
- 2 選挙管理委員会は、当選者名を公示する。

(選挙に対する異議申立)

- 第11条 選挙の結果に不服がある有権者は、当該選挙の開票の日から、14日以内に異議を申立てることができる。

第3章 役員の選出

(選挙権)

- 第12条 理事候補者選挙の選挙人及び被選挙人は、選挙年に新たに選出された代議員とする。

(選出)

- 第13条 理事候補者は、立候補制とし、監事候補者は理事会で推挙するものとする。

- 2 理事候補者は、選挙実施年度の年度末時点において70歳未満であり、次の資格の((1)から(5))を具える者でなければならない。
 - (1) 当法人(従来の任意団体「日本酸化ストレス学会」も含む)に継続して5年以上在籍、かつ会費を完納しているもの。
 - (2) 酸化ストレスに関する研究歴5年以上のもの。
 - (3) 最近5年間に、関連領域において、発表論文が、学会誌「Journal of Clinical Biochemistry and Nutrition (JCBN)」最低1編を含む、5編以上有するもの(共著者可)。
 - (4) 最近3年間に日本酸化ストレス学会年次学術集会における発表が1回以上のもの(共同演者も可)。
 - (5) 年次学術集会が主宰出来る職位にあることが望ましい。
- 3 理事候補者に立候補するには、当法人の代議員2名以上の連名による推薦書および履歴書(主要業績目録含む)を選挙公示に定める期限までに提出するものとする。
- 4 現理事が立候補(再任)するには、本13条の2の条件を満たしていることとし、立候補(再任)希望を、選挙公示に定める期限までに事務局に提出する。

(投票の方法)

- 第14条 有権者は選挙管理委員会から送付された投票用紙に、被選挙権者より理事候補者5名以内を記入し、これを投票締切日までに到着するよう、選挙管理委員会宛に郵送するものとする。
- 2 投票は無記名投票にて行う。
 - 3 投票期間は、投票用紙発送から約1ヶ月とする。
 - 4 立候補者数が定数に満たない場合は、投票を行わない。

(投票の無効)

- 第15条 次の各号の投票は、これを無効とする。
- 2 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
 - 3 被選挙権者でない者の氏名を記載したもの。
 - 4 所定の人数以上に投票したもの。
 - 5 投票期限までに選挙管理委員会に到着しなかったもの。

(当選の決定)

- 第16条 定数を上回る立候補者がある場合には選挙を行う。
- 2 得票数の最も多かった者から、順次、定数までの候補者を当選者とする。
 - 3 得票数が同数の時は、選挙管理委員会が行う抽選によって決定する。抽選の方法は選挙管理委員会の判断に委ねる。
 - 4 代議員総会は役員候補者選挙の結果を尊重し、理事および監事を選任する。
 - 5 決定した役員候補者について、代議員総会で決議する。

(開票結果の通知等)

- 第17条 選挙管理委員会は、速やかに候補者に当選の結果を通知する。
- 2 選挙管理委員会は、当選者名を公示する。

第4章 理事長および副理事長の選出

(理事長および副理事長の選任)

第18条 理事長および副理事長は、役員が選任された代議員総会の終結後最初に開催される理事会において選任する。

- 2 理事会の議長は、新たに理事長が選出されるまでの間は前任の理事長が務める。前任の理事長が理事でない場合は、理事会において議長を定める。

第5章 附則

(改廃)

第19条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、代議員総会で報告するものとする。

(本規程に記載のない事項)

第20条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。

この規程は、2019年6月26日から施行する。